

令和8年度 瀬戸内市住宅用脱炭素推進設備導入補助金の 申請に係る確認表

瀬戸内市住宅用脱炭素推進設備導入補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請にあたり、
要綱及び以下に掲げる要件を理解した上で申請します。

(自署)

申請者 氏 名 _____

※ご確認の上、必要箇所のみ○を記入ください。

※この確認表は、令和8年度住宅用脱炭素推進補助金交付申請書と一緒に提出してください。

区分	内容	確認欄
共通事項	市内の一般住宅またはその敷地内に補助対象設備を設置すること。 一般住宅とは、専ら居住の用に供する事を目的として建築された戸建ての住宅で、部分的に店舗、事務所等の兼用又は併用住宅(補助対象設備から供給されている電気が居所のみで利用されるものを除く。) ※ 一般住宅と一体的に使用している車庫等の構造物は含むものとする。 ※ 一般住宅であっても、マンションやアパート等の集合住宅、保養所、寄宿舎等は含まない。 ※ 自己所有であっても事業用資産として申告しないこと。	
	補助対象設備の設置は、当該年度の2月 15 日までに完了していること。 また、当該年度の2月 26 日までに、実績報告書を提出すること。	
	同一の設備に対して、重複して補助金を申請していないこと。 国及び国が委託した団体または県の行うおかやま省エネ家電購入・住宅断熱リフォーム応援キャンペーン補助事業を活用しないこと。	
	申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。予算の範囲を超えることとなった日の受付について掲げるもので抽選し、受付の番号を決定するものとする。 (1)郵送の場合:予算の範囲を超えることとなった日に到着したもの (2)窓口提出の場合:予算の範囲を超えることとなった日に申請されたもの	
	補助金の交付決定を受けた申請者が「補助事業者」となる。	
	交付決定を受けた日以後に補助事業を変更または中止するときは、遅滞なく変更等承認申請書(様式第 10 号)を提出し、その承認を受けること。 ※ 変更承認申請を申請した場合、その内容を審査し、当該変更を適当と認めたときは、当該補助事業者に対し、変更等承認通知書により、承認する旨の通知を行う。ただし、第9条の規定により決定した補助金の額は、増額しない。	

区分	内容	確認欄															
共通事項	実績報告書の提出後、その内容を審査するため、必要に応じて実地調査に協力すること。																
	補助事業者は、別表第5に定める法定耐用年数の期間内に、補助対象設備を補助金交付の目的に反して、担保に供し、使用し、貸し付け、売却し、譲渡し、交換し、または廃棄しようとする場合は、あらかじめ財産等処分承認申請書（様式第 16 号）を提出し、その承認を受けること。 【法定耐用年数】 <table><tr><th>補助対象設備</th><th>法定耐用年数</th></tr><tr><td>1 太陽光発電設備</td><td>17年</td></tr><tr><td>2 定置用蓄電池</td><td>6年</td></tr><tr><td rowspan="2">3 電気自動車等</td><td>普通自動車 6年</td></tr><tr><td>軽自動車 4年</td></tr><tr><td>4 充放電設備等</td><td>6年</td></tr><tr><td>5 高効率空調機器</td><td>6年</td></tr><tr><td>6 高効率給湯機器</td><td>6年</td></tr></table>	補助対象設備	法定耐用年数	1 太陽光発電設備	17年	2 定置用蓄電池	6年	3 電気自動車等	普通自動車 6年	軽自動車 4年	4 充放電設備等	6年	5 高効率空調機器	6年	6 高効率給湯機器	6年	
	補助対象設備	法定耐用年数															
1 太陽光発電設備	17年																
2 定置用蓄電池	6年																
3 電気自動車等	普通自動車 6年																
	軽自動車 4年																
4 充放電設備等	6年																
5 高効率空調機器	6年																
6 高効率給湯機器	6年																
補助事業者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他の帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助対象設備の処分制限期間が経過するまでの間、保存すること。																	
太陽光発電設備	発電する電力量のうち、自家消費する電力量が 30%以上であること。 ※1 年後に市からの調査へ対応できるように発電量・売電量等を把握し、書類で提出すること。 ※モニター又はスマートフォンのアプリ等で確認できるようにし、必要であればネット環境を整えておくこと。																
	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。																
蓄電池	原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。																
空調機器 高効率	高効率空調機器については同一年度内に1台限りとし、令和6年度から令和9年度までの補助金の交付は、同一の世帯につき累計2台を限度とする。																
EV/ PHV	自宅において、車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる太陽光発電設備等の再エネ発電設備を有していること。ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、または同設備で十分電力を賄うことができない場合は、その不足分について再エネ電力証書(グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット)の購入または再エネ電力メニューから調達すること。																

以上